

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第10条の2第3項の規定及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号）第4条の規定に基づき、準天頂衛星システムの運用等事業に関する事業契約の内容を公表します。

平成25年3月29日
内閣総理大臣 安倍晋三

準天頂衛星システムの運用等事業
事業契約の内容の公表について

1. 公共施設等の名称及び立地

準天頂衛星システムに係る衛星管制、測位関連サービス（測位補完、サブメータ級測位補強、センチメータ級測位補強及び公共専用信号配信）の提供及びメッセージ通信関連サービス（簡易メッセージ配信及びメッセージ通信）の提供を行うために必要な施設（以下「地上システム」という。）

立地に関する民間事業者の提案は以下のとおり。

主管制局（主局）：茨城県常陸太田市 常陸太田航空衛星センター内

主管制局（副局）：兵庫県神戸市西区 神戸航空衛星センター内

2. 選定事業者の商号又は名称

東京都府中市日新町一丁目 10 番地

準天頂衛星システムサービス株式会社

代表取締役社長 伊藤 康弘

3. 公共施設等の整備等の内容

- ・総合システムの設計・検証等及び地上システムの開発・整備等に関する業務
- ・地上システムの維持管理等に関する業務
- ・総合システムの運用等に関する業務

4. 契約期間

平成 25 年 3 月 29 日～平成 45 年 3 月 31 日

5. 契約金額

117,284,273,802 円（税込）

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業契約書における以下の条項のとおりである。

（発注者の解除権）

第 90 条 「発注者」は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、「事業者」に対して本契約を解除する旨を通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 「事業者」に関して、特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する倒産手続開始の申立（日本国外における同様の

- 申立を含む。)があったとき、「事業者」の取締役会若しくはその他の権限ある機関で当該申立を決議したとき、又はこれらの手続きが開始されたとき。
- 二 「事業者」が解散の決議を行い又は解散命令を受けたとき。
- 三 「事業者」が「本事業」の全部又は一部の遂行を放棄したとき。
- 四 「事業者」が手形交換所の取引停止処分、差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
- 五 「事業者」が、本契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある「法令等」の違反をしたとき。
- 六 「事業者」の責めに帰すべき事由により、本契約又は「本件協定書」上の「事業者」の義務の履行が不能となったとき。
- 七 本契約に関し、「選定企業」が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下独占禁止法という。)第3条の規定に違反し、又は「選定企業」が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が選定企業に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- 八 本契約に関し、納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が「選定企業」又は「選定企業」が構成事業者である事業者団体(本号及び次号において「選定企業等」という。)に対して行われたときは、「選定企業等」に対する命令で確定したものをいい、「選定企業等」に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 九 納付命令又は排除措置命令により「選定企業等」に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が「選定企業」に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)中に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 十 本契約に関し、「選定企業」の役員又は使用人等について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 十一 「基本協定書」第5条第3項の規定に従って「本事業」の選定事業者が「発注者」に対して差し入れた、「基本協定書」別紙3の様式による「出資者誓約書」に規定されたいずれかの「出資者」が表明及び保証した内容のいずれかが、真実若しくは正確でな

かったとき、又はいずれかの「出資者」が当該「出資者」の責めに帰すべき事由により同誓約書に規定された誓約に違反したとき。

十二 「事業者」が、正当な理由がなく、本契約又は「本件協定書」に定める「事業者」の義務を履行せず、「発注者」が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき（第一四号に該当する場合を除く。）。

十三 「事業者」が、第 92 条によらないで本契約又は「本件協定書」の解除を申し出たとき。

十四 「事業者」が、「本事業」の実施において「要求水準」を達成できず、かつ、改善措置を講じて「要求水準」を達成することができないとき。

十五 前各号に掲げる場合のほか、「事業者」の責めに帰すべき事由により「事業者」が本契約上の「事業者」の重大な義務を履行しないとき。

2 「発注者」は、前項の場合において、本契約の全部を解除する代わりに次の各号に定める措置をとることができるものとする。この場合において「事業者」は、「発注者」が被った損害を賠償しなければならない。

一 「発注者」は、「出資者」をして、「事業者」の全株式（潜在株式を含む。）を、当該時点において「発注者」が承諾した第三者（「事業者」に融資する者が選定し「発注者」が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

二 「発注者」は、「事業者」をして、「本事業」に係る「事業者」の本契約上の地位及び「地上システム」の所有権その他の権原（「事業者」以外が所有する設備についてはその使用権原）を、当該時点において「発注者」が承諾した第三者（「事業者」に融資する者が選定し「発注者」が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

三 「発注者」は、「事業者」をして、賃貸借その他の方法により「事業用地」の使用権原を、「発注者」が承諾した第三者（「事業者」に融資する者が選定し「発注者」が承諾した第三者を含む。）のために確保させる。

（発注者の任意による解除）

第 91 条 「発注者」は、「本事業」の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合又はその他「発注者」が必要と認める場合には、180 日以上前に「事業者」に対してその理由を書面にて通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（事業者の解除権）

第 92 条 「事業者」は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、「発注者」に対して本契約を解除する旨を通知することにより、本契約を解除することができる。

一 「発注者」が本契約に従って支払うべき「サービス対価」を、支払期限到来後 60 日を過ぎても支払わないとき。

二 「発注者」が本契約又は「本件協定書」に違反し、その違反によって本契約の履行が不能となったとき。

(法令等の変更等又は不可抗力による解除)

第93条 「発注者」又は「事業者」は、「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、次の各号の一に該当する事態に至った場合には、速やかに相手方に通知し、「本事業」の継続の可否について協議を行う。

- 一 「事業者」による「本事業」の継続が不能又は著しく困難なとき。
 - 二 「事業者」が「本事業」を継続するために、「発注者」が過分の費用を負担するとき。
- 2 「発注者」は、前項の協議が調わない場合は、「事業者」に通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(一部解除)

第94条 「発注者」は、理由の如何を問わず、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、「事業者」に対して本契約を解除する旨を通知することにより、本契約のうち、該当する「本事業衛星」又は業務に関する部分を解除することができる。

- 一 いずれかの「初期開発・整備事業衛星」について、「事業者」の責めに帰すべき事由により「サービス開始予定日」後180日以上経過しても「本サービス」が開始されない場合。
- 二 「事業者」の責めに帰すべき事由により「各業務」の一部について「要求水準」を達成しておらず、かつ、今後も達成されないことが合理的に予測される場合。

(事業者の帰責事由による契約解除の効力)

第95条 「発注者」は、本契約の締結日から「サービス開始日」(同日を含む。以下本節において同じ。)までの間に、第90条第1項各号により本契約の全部を解除する場合には、次の各号の措置をとるものとする。

- 一 「発注者」は、製造中の「地上システム」の出来形部分並びに関連する設計の成果を検査し、「発注者」が利用可能と認める部分の所有権(「事業者」以外が所有する構成機器についてはその使用権原)をそれぞれ自ら買取るか、又は「発注者」の指定する第三者をして買取らせるものとする。なお、「事業用地」及び当該「事業用地」上の「地上システム」については、「発注者」は、「事業者」をして、(i)賃貸借その他の方法により当該「事業用地」の使用権原を「発注者」又は「発注者」の指定する第三者のために確保させるか、又は(ii)「地上システム」の出来形部分を「発注者」又は「発注者」の指定する第三者の指定する場所に移設することを選択することができる。(ii)の場合、当該買取に係る「地上システム」の原状回復費用、撤去費用、運搬費用及び設置費用その他「発注者」又は「発注者」の指定する第三者の指定する場所への移設に要する一切

の費用は「事業者」の負担とする。

二 「発注者」は、前号に定める買取の対象に係る所有権（「事業者」以外が所有する設備についてはその使用権原）及び「事業用地」の使用権原を取得し又は「発注者」の指定する第三者に取得させたうえで、当該出来形部分（第13条第2項に基づき移転する著作権を含む。）に相応する代金（これに係る「消費税等」を含む。）及びこれに係る「再計算の利息」に相当する金額を支払うか又は「発注者」の指定する第三者をして支払わせる。

三 「発注者」は、前号の支払金銭については、「発注者」又は「発注者」の指定する第三者の選択に基づき次のいずれかの方法により支払うか又は「発注者」の指定する第三者をして支払わせるものとする。この場合において、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」又は「発注者」の指定する第三者が「事業者」と協議のうえ定めるものとする。

ア 「発注者」又は「発注者」の指定する第三者が定めた期日までに一括して支払う。

イ 当初定められた「施設・設備整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割してそれぞれ支払う。

四 「発注者」は、「契約解除通知日」における、履行済みの各「本事業衛星」に係る「維持管理費」及び「運用費」、各「本事業衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」並びに「その他の費用」の未払額に相当する金額（もしあれば）を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払うか又は「発注者」の指定する第三者をして支払わせるものとする。

2 「発注者」は、本契約の締結日から「サービス開始日」までの間に、第90条第1項各号又は前条各号により本契約の一部を解除する場合には、次の各号の措置をとるものとする。

一 「発注者」は、当該解約部分に係る業務のうち「契約解除通知日」時点における出来形（もしあれば）について確認又は検査をし、「発注者」が利用可能と認める部分がある場合には、「発注者」は、「事業者」をして、前項各号の規定に準じ、「発注者」又は「発注者」の指定する第三者に当該出来形を帰属させるものとする。かかる出来形の帰属の変更にあつては一切の費用は「事業者」の負担とする。

二 前号の場合、「発注者」は、当該出来形に相応する代金（これに係る「消費税等」を含む。）及びこれに係る「再計算の利息」に相当する金額を支払うか又は「発注者」の指定する第三者をして支払わせる。

三 「発注者」は、前号の支払金銭については、「発注者」又は「発注者」の指定する第三者の選択に基づき次のいずれかの方法により支払うか又は「発注者」の指定する第三者をして支払わせるものとする。この場合において、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」又は「発注者」の指定する第三者が「事業者」と協議のうえ定めるものとする。

ア 「発注者」又は「発注者」の指定する第三者が定めた期日までに一括して支払う。

イ 当初定められた「施設・設備整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割してそれぞれ支払う。

四 「発注者」は、「契約解除通知日」の翌日以降における、解約部分に相当する各「本事業衛星」に係る「維持管理費」及び「運用費」、各「本事業衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」並びに「その他の費用」の支払い義務を免れる。

五 「発注者」は、「契約解除通知日」における、解約部分に相当する履行済みの各「本事業衛星」に係る「維持管理費」及び「運用費」、各「本事業衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」並びに「その他の費用」の未払額（もしあれば）に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払うか又は「発注者」の指定する第三者をして支払わせるものとする。

3 「事業者」は、前二項の場合において、解約部分に相当する「施設・設備整備費」（「割賦手数料」を除く。）の10%に相当する額を違約金として、「発注者」から契約解除の通知を受けてから直ちに「発注者」へそれぞれ支払わなければならない。

4 「発注者」は、前項の場合において、第9条の保証金又はこれに代わる担保を違約金に充当することができる。

5 「発注者」は、第3項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を「事業者」に請求することができる。

（発注者の任意又は発注者の帰責事由による契約解除の効力）

第96条 「発注者」又は「事業者」が、本契約の締結日から「サービス開始日」までの間に、第91条又は第92条により本契約の全部を解除する場合には、「発注者」は次の各号に掲げる措置をとるものとする。

一 「発注者」は、製造中の「地上システム」の出来形部分並びに関連する設計の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権（「事業者」以外が所有する構成機器についてはその使用権原）をそれぞれ自ら買取るか、又は「発注者」の指定する第三者をして買取らせるものとする。なお、「事業用地」及び当該「事業用地」上の「地上システム」については、「発注者」は、「事業者」をして、(i)賃貸借その他の方法により当該「事業用地」の使用権原を「発注者」又は「発注者」の指定する第三者のために確保させるか、又は(ii)「地上システム」の出来形部分を「発注者」又は「発注者」の指定する第三者の指定する場所に移設することを選択することができる。(ii)の場合、当該買取に係る「地上システム」の原状回復費用、撤去費用、運搬費用及び設置費用その他「発注者」又は「発注者」の指定する第三者の指定する場所への移設に要する一切の費用は「発注者」の負担とする。

二 「発注者」は、前号に定める買取の対象に係る所有権（「事業者」以外が所有する設備についてはその使用権原）及び「事業用地」の使用権原を取得し又は「発注者」の指

定する第三者をして取得させたいうえで、当該出来形部分（第13条第2項に基づき移転する著作権を含む。）に相当する代金（これに係る「消費税等」を含む。）及びこれに係る「再計算の利息」に相当する金額を支払うか又は「発注者」の指定する第三者をして支払わせる。

三 「発注者」は、前号の支払金銭については、「発注者」又は「発注者」の指定する第三者の選択に基づき次のいずれかの方法により支払うか又は「発注者」の指定する第三者をして支払わせるものとする。この場合において、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」又は「発注者」の指定する第三者が「事業者」と協議のうえ定めるものとする。

ア 「発注者」又は「発注者」の指定する第三者が定めた期日までに一括して支払う。

イ 当初定められた「施設・設備整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割してそれぞれ支払う。

四 「発注者」は、「契約解除通知日」における、履行済みの各「本事業衛星」に係る「維持管理費」及び「運用費」、各「本事業衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」並びに「その他の費用」の未払額に相当する金額（もしあれば）を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払うか又は「発注者」の指定する第三者をして支払わせるものとする。

2 「発注者」は、本契約の締結日から「サービス開始日」までの間に、第91条により本契約の一部を解除する場合には、次の各号の措置をとるものとする。

一 「発注者」は、当該解約部分に係る業務のうち「契約解除通知日」時点における出来形（もしあれば）について確認又は検査をし、当該確認又は検査に合格した部分がある場合には、「発注者」は、「事業者」をして、前項各号の規定に準じ、「発注者」又は「発注者」の指定する第三者に当該出来形を帰属させるものとする。かかる出来形の帰属の変更要する一切の費用は「発注者」の負担とする。

二 前号の場合、「発注者」は、当該出来形に相応する代金（これに係る「消費税等」を含む。）及びこれに係る「再計算の利息」に相当する金額を支払うか又は「発注者」の指定する第三者をして支払わせる。

三 「発注者」は、前号の支払金銭については、「発注者」又は「発注者」の指定する第三者の選択に基づき次のいずれかの方法により支払うか又は「発注者」の指定する第三者をして支払わせるものとする。この場合において、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」又は「発注者」の指定する第三者が「事業者」と協議のうえ定めるものとする。

ア 「発注者」又は「発注者」の指定する第三者が定めた期日までに一括して支払う。

イ 当初定められた「施設・設備整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割してそれぞれ支払う。

四 「発注者」は、「契約解除通知日」の翌日以降における、解約部分に相当する各「本

事業衛星」に係る「維持管理費」及び「運用費」、各「本事業衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」並びに「その他の費用」の支払い義務を免れる。

五 「発注者」は、「契約解除通知日」における、解約部分に相当する履行済みの各「本事業衛星」に係る「維持管理費」及び「運用費」、各「本事業衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」並びに「その他の費用」の未払額（もしあれば）に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払うか又は「発注者」の指定する第三者をして支払わせるものとする。

3 「発注者」は、前二項に定める本契約の解除に関して「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害（ただし、逸失利益を含まない。）を負担するものとし、「事業者」との協議により当該増加費用及び損害の金額及び支払方法を定めるものとする。

（法令等の変更等又は不可抗力による契約解除の効力）

第 97 条 「発注者」は、本契約の締結日から「サービス開始日」までの間に、第 93 条第 2 項により本契約の全部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

一 「発注者」は、製造中の「地上システム」の出来形部分並びに関連する設計の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権（「事業者」以外が所有する構成機器についてはその使用権原）をそれぞれ自ら買取るか、又は「発注者」の指定する第三者をして買取らせるものとする。なお、「事業用地」及び当該「事業用地」上の「地上システム」については、「発注者」は、「事業者」をして、(i) 賃貸借その他の方法により当該「事業用地」の使用権原を「発注者」又は「発注者」の指定する第三者のために確保させるか、又は(ii) 「地上システム」の出来形部分を「発注者」又は「発注者」の指定する第三者の指定する場所に移設することを選択することができる。

二 「発注者」は、前号に定める買取の対象に係る所有権（「事業者」以外が所有する設備についてはその使用権原）及び「事業用地」の使用権原を取得し又は「発注者」の指定する第三者をして取得させたいうで、当該出来形部分（第 13 条第 2 項に基づき移転する著作権を含む。）に相応する代金（これに係る「消費税等」を含む。）及びこれに係る「再計算の利息」に相当する金額を支払う又は「発注者」の指定する第三者をして支払わせる。

三 「発注者」は、前号の支払金銭については、「発注者」又は「発注者」の指定する第三者の選択に基づき次のいずれかの方法により支払うか又は「発注者」の指定する第三者をして支払わせるものとする。この場合において、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」又は「発注者」の指定する第三者が「事業者」と協議のうえ定めるものとする。

ア 「発注者」又は「発注者」の指定する第三者が定めた期日までに一括して支払う。

イ 当初定められた「施設・設備整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割してそれぞれ支払う。

- 四 「発注者」は、「契約解除通知日」における、履行済みの各「本事業衛星」に係る「維持管理費」及び「運用費」、各「本事業衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」並びに「その他の費用」の未払額に相当する金額（もしあれば）を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払うか又は「発注者」の指定する第三者をして支払わせるものとする。
- 2 「発注者」は、本契約の締結日から「サービス開始日」までの間に、第93条第2項により本契約の一部を解除する場合には、次の各号の措置をとるものとする。
- 一 「発注者」は、当該解約部分に係る業務のうち「契約解除通知日」時点における出来形（もしあれば）について確認又は検査をし、当該確認又は検査に合格した部分がある場合には、「発注者」は、「事業者」をして、前項各号の規定に準じ、「発注者」又は「発注者」の指定する第三者に当該出来形を帰属させるものとする。
- 二 前号の場合、「発注者」は、当該出来形に相応する代金（これに係る「消費税等」を含む。）及びこれに係る「再計算の利息」に相当する金額を支払うか又は「発注者」の指定する第三者をして支払わせる。
- 三 「発注者」は、前号の支払金銭については、「発注者」又は「発注者」の指定する第三者の選択に基づき次のいずれかの方法により支払うか又は「発注者」の指定する第三者をして支払わせるものとする。この場合において、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」又は「発注者」の指定する第三者が「事業者」と協議のうえ定めるものとする。
- ア 「発注者」又は「発注者」の指定する第三者が定めた期日までに一括して支払う。
- イ 当初定められた「施設・設備整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割してそれぞれ支払う。
- 四 「発注者」は、「契約解除通知日」の翌日以降における、解約部分に相当する各「本事業衛星」に係る「維持管理費」及び「運用費」、各「本事業衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」並びに「その他の費用」の支払い義務を免れる。
- 五 「発注者」は、「契約解除通知日」における、解約部分に相当する履行済みの各「本事業衛星」に係る「維持管理費」及び「運用費」、各「本事業衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」並びに「その他の費用」の未払額（もしあれば）に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払うか又は「発注者」の指定する第三者を支払わせるものとする。
- 3 前二項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に関して発生する合理的な増加費用及び損害（ただし、逸失利益を除く。）の負担に関しては、第34条第4項又は第35条第4項がそれぞれ適用されるものとし、その支払方法については「発注者」が「事業者」と協議のうえ定めるものとする。

(事業者の帰責事由による契約解除の効力)

第 98 条 「発注者」は、「サービス開始日」の翌日以降において、第 90 条第 1 項各号により本契約の全部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

一 「発注者」は、「地上システム」の所有権（「事業者」以外が所有する構成機器についてはその使用権原）を自ら買取るか、又は「発注者」の指定する第三者をして買取らせるものとする。なお、「事業用地」及び当該「事業用地」上の「地上システム」については、「発注者」は、「事業者」をして、(i) 賃貸借その他の方法により当該「事業用地」の使用権原を「発注者」又は「発注者」の指定する第三者のために確保させるか、又は(ii) 「地上システム」を「発注者」又は「発注者」の指定する第三者の指定する場所に移設することを選択することができる。(ii) の場合、当該買取に係る「地上システム」の原状回復費用、撤去費用、運搬費用及び設置費用その他「発注者」の指定する場所への移設に要する一切の費用は「事業者」の負担とする。

二 「発注者」は、当該「地上システム」（第 13 条第 2 項に基づき移転する著作権を含む。）の対価として、「契約解除通知日」における「施設・設備整備費」（「消費税等」及び「割賦手数料」を除く。以下本項において同じ。）の未払額及びこれに係る「消費税等」並びにこれらに係る直前の支払日から「契約解除通知日」の前日までに生じた「割賦手数料」及び「契約解除通知日」以降に生じる「再計算の利息」に相当する金額を支払うか又は「発注者」の指定する第三者をして支払わせる。

三 第 1 号に定める「地上システム」の所有権（「事業者」以外が所有する構成機器についてはその使用権原）の買取に際して、当該買取の対象である「地上システム」に損傷その他の不具合があった場合には、「発注者」又は「発注者」の指定する第三者は、「事業者」に対して、当該損傷その他の不具合の修補を求めることができるものとし、「事業者」は「選定企業」若しくは「事業者」から直接受任し、若しくは請け負って業務を実施する「選定企業」以外の第三者に対して、当該修補を行わせるものとする。

四 「発注者」は、「契約解除通知日」における、履行済みの各「本事業衛星」に係る「維持管理費」及び「運用費」、各「本事業衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」並びに「その他の費用」の未払額に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払うか又は「発注者」の指定する第三者をして支払わせるものとする。

五 「発注者」は、第二号による金銭の支払については、「発注者」又は「発注者」の指定する第三者の選択に基づき次のいずれかの方法により支払うものとする。この場合において、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」又は「発注者」の指定する第三者が「事業者」と協議のうえ別途定めるものとする。

ア 「発注者」又は「発注者」の指定する第三者が定めた期日までに一括して支払う。

イ 当初定められた「施設・設備整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割してそれぞれ支払う。

- 2 「発注者」は、「サービス開始日」の翌日以降において、第90条第1項各号又は第94条各号により本契約の一部を解除する場合には、次の各号の措置をとるものとする。
- 一 「発注者」は、「契約解除通知日」の翌日以降における、解約部分に相当する各「本事業衛星」に係る「維持管理費」及び「運用費」、各「本事業衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」並びに「その他の費用」の支払い義務を免れる。
- 二 「発注者」は、「契約解除通知日」における、解約部分に相当する履行済みの各「本事業衛星」に係る「維持管理費」及び「運用費」、各「本事業衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」並びに「その他の費用」の未払額に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払うか又は「発注者」の指定する第三者をして支払わせるものとする。
- 3 「事業者」は、前二項の場合において、「契約解除通知日」が属する「事業年度」の解約部分に相当する「維持管理費」及び「運用費」、並びに各「本事業衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」の20%に相当する額を違約金として、「発注者」から契約解除の通知を受けてから直ちに「発注者」へ支払わなければならない。
- 4 「発注者」は、前項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を「事業者」に請求することができる。

(発注者の任意又は帰責事由による契約解除の効力)

- 第99条 「発注者」又は「事業者」は、「サービス開始日」の翌日以降において、第91条又は第92条により本契約の全部を解除する場合には、「発注者」は次の各号に掲げる措置をとるものとする。
- 一 「発注者」は、「地上システム」の所有権（「事業者」以外が所有する構成機器についてはその使用権原）を自ら買取るか又は「発注者」の指定する第三者をして買取らせるものとする。なお、「事業用地」及び当該「事業用地」上の「地上システム」については、「発注者」は、「事業者」をして、(i)賃貸借その他の方法により当該「事業用地」の使用権原を「発注者」又は「発注者」の指定する第三者のために確保させるか、又は(ii)「地上システム」を「発注者」又は「発注者」の指定する第三者の指定する場所に移設することを選択することができる。(ii)の場合、当該買取に係る「地上システム」の原状回復費用、撤去費用、運搬費用及び設置費用その他「発注者」の指定する場所への移設に要する一切の費用は「発注者」の負担とする。
- 二 「発注者」は、「地上システム」（第13条第2項に基づき移転する著作権を含む。）の買取の対価として、「契約解除通知日」における、各「本事業衛星」に係る「施設・設備整備費」（「消費税等」及び「割賦手数料」を除く。以下本項において同じ。）の未払額及びこれに係る「消費税等」並びにこれらに係る直前の支払日から「契約解除通知日」の前日までに生じた「割賦手数料」及び「契約解除通知日」以降に生じる「再計算の利息」に相当する金額を支払うか又は「発注者」の指定する第三者をして支払わせ

る。

三 「発注者」は、「契約解除通知日」における、履行済みの各「本事業衛星」に係る「維持管理費」及び「運用費」、各「本事業衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」並びに「その他の費用」の未払額に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払うか又は「発注者」の指定する第三者をして支払わせるものとする。

四 「発注者」は、第二号による金銭の支払については、「発注者」又は「発注者」の指定する第三者の選択に基づき次のいずれかの方法により支払うか又は「発注者」の指定する第三者をして支払わせるものとする。この場合において、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」又は「発注者」の指定する第三者が「事業者」と協議のうえ定めるものとする。

ア 「発注者」又は「発注者」の指定する第三者が定めた期日までに一括して支払う。

イ 当初定められた「施設・設備整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割してそれぞれ支払う。

2 「発注者」は、「サービス開始日」の翌日以降において、第91条により本契約の一部を解除する場合には、次の各号の措置をとるものとする。

一 「発注者」は、「契約解除通知日」の翌日以降における、解約部分に相当する各「本事業衛星」に係る「維持管理費」及び「運用費」、各「本事業衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」並びに「その他の費用」の支払い義務を免れる。

二 「発注者」は、「契約解除通知日」における、解約部分に相当する履行済みの各「本事業衛星」に係る「維持管理費」及び「運用費」、各「本事業衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」並びに「その他の費用」の未払額に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払うか又は「発注者」の指定する第三者をして支払わせるものとする。

3 「発注者」は、前二項に定める本契約の解除に関して発生する合理的な増加費用及び損害（ただし、逸失利益を含まない。）を負担するものとし、「事業者」との協議により当該増加費用及び損害の金額及び支払方法を定めるものとする。

（法令等の変更等又は不可抗力による契約解除の効力）

第100条 「発注者」は、「サービス開始日」の翌日以降において、第93条第2項により本契約の全部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

一 「発注者」は、「地上システム」の所有権（「事業者」以外が所有する構成機器についてはその使用権原）を自ら買取るか又は「発注者」の指定する第三者をして買取らせるものとする。なお、「事業用地」及び当該「事業用地」上の「地上システム」については、「発注者」は、「事業者」をして、(i)賃貸借その他の方法により当該「事業用地」の使用権原を「発注者」又は「発注者」の指定する第三者のために確保させるか、

又は(ii)「地上システム」を「発注者」又は「発注者」の指定する第三者の指定する場所に移設することを選択することができる。

二 「発注者」は、「地上システム」(第13条第2項に基づき移転する著作権を含む。)の買取の対価として、「契約解除通知日」における「施設・設備整備費」(「消費税等」及び「割賦手数料」を除く。以下本項において同じ。)の未払額及びこれに係る「消費税等」並びにこれらに係る直前の支払日から「契約解除通知日」の前日までに生じた「割賦手数料」及び「契約解除通知日」以降に生じる「再計算の利息」に相当する金額を支払うか又は「発注者」の指定する第三者をして支払わせる。

三 「発注者」は、「契約解除通知日」における、履行済みの、各「本事業衛星」に係る「維持管理費」及び「運用費」、各「本事業衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」並びに「その他の費用」の未払額に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日にそれぞれ支払うか又は「発注者」の指定する第三者をして支払わせるものとする。

四 「発注者」は、第二号による金銭の支払については、「発注者」又は「発注者」の指定する第三者の選択に基づき次のいずれかの方法により支払うか又は「発注者」の指定する第三者をして支払わせるものとする。この場合において、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」又は「発注者」の指定する第三者が「事業者」と協議のうえ定めるものとする。

ア 「発注者」又は「発注者」の指定する第三者が定めた期日までに一括して支払う。

イ 当初定められた「施設・設備整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割してそれぞれ支払う。

2 「発注者」は、「サービス開始日」の翌日以降において、第93条第2項により本契約の一部を解除する場合には、次の各号の措置をとるものとする。

一 「発注者」は、「契約解除通知日」の翌日以降における、解約部分に相当する各「本事業衛星」に係る「維持管理費」及び「運用費」、各「本事業衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」並びに「その他の費用」の支払い義務を免れる。

二 「発注者」は、「契約解除通知日」における、解約部分に相当する履行済みの各「本事業衛星」に係る「維持管理費」及び「運用費」、各「本事業衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」並びに「その他の費用」の未払額に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払うか又は「発注者」の指定する第三者をして支払わせるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に関して発生する合理的な増加費用及び損害(ただし、逸失利益を含まない。)の負担に関しては、第34条第4項又は第35条第4項がそれぞれ適用されるものとし、その支払方法については「発注者」が「事業者」と協議のうえ定めるものとする。

7. 契約終了時の措置に関する事項

事業契約書における以下の条項のとおりである。

(期間満了による終了)

第 101 条 本契約は、本契約において別途規定されている場合を除き、平成 45 年 3 月 31 日をもって終了する。

(契約終了時の事務)

第 102 条 「発注者」又は「発注者」が別途指定する者が本契約終了後に「地上システム」の使用を希望する場合には、「発注者」は「事業期間」満了の 6 か月前までに「事業者」に対して通知を行うものとし、かかる通知が行われた場合、「事業者」は、「発注者」による「地上システム」の使用方法等について「発注者」と誠実に協議するものとする。かかる場合、「事業者」は、「発注者」が「地上システム」の状態について「要求水準書」及び「事業計画書」に適合することを確認するために必要な調査を行うことを認めるものとする。

2 本契約終了時の手続きに関する諸費用及び「事業者」の清算に必要な費用等は、第 91 条又は第 92 条に基づく本契約終了の場合を除き、すべて「事業者」が負担する。

3 「事業者」は、第 95 条乃至第 100 条又は本条により「発注者」が「地上システム」の所有権を取得した日から 180 日を経過し、かつ本条に規定する事務が終了するまでは、存続するものとする。

(保全義務)

第 103 条 本契約の解除に伴い「発注者」が「地上システム」の全部又は一部を取得する場合、「事業者」は、契約解除の通知の日から本契約に基づく「発注者」への引渡しのときまで、「地上システム」の出来形部分又は「地上システム」について必要な維持保全に努めなければならない。

(関係資料等の返還)

第 104 条 「事業者」は、理由の如何を問わず本契約が終了したときに、「発注者」より「関係資料」の貸与を受けている場合は、当該「関係資料」を「発注者」に返還しなければならない。

2 「事業者」は、前項の場合において、「関係資料」が「事業者」の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損している場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(関係書類の引渡し・知的財産権の利用等)

第 105 条 「事業者」は、理由の如何を問わず本契約を終了したときは、「設計図書」そ

の他「本事業」に関し「事業者」が作成した一切の書類のうち、「発注者」が合理的に要求するものを、「発注者」に対して引き渡すものとする。

- 2 「事業者」は、理由の如何を問わず各「本事業衛星」に関して本契約が終了するときは、終了の3ヶ月前（3ヶ月前に提出することが困難な場合には、「発注者」の指定する日）までに、前項に定める書類に加えて、当該「本事業衛星」の運用に必要な各種運用マニュアル等の書類を作成し、「発注者」に提出するとともに、当該「本事業衛星」の継続的な運用に資するよう「発注者」又は「総合システム」若しくは「地上システム」の運用・管理を行うものとして「発注者」が指定する者への引き継ぎを行うものとする。
- 3 「発注者」は、前二項により「事業者」から引渡しを受けた「設計図書」その他の書類について、本契約の存続の有無にかかわらず保有及び使用する一切の権利及び権限を有するものとし、「事業者」は、当該権利及び権限を「発注者」に帰属させるとともに、自ら又は第三者をして当該書類に関し何らの権利の行使をし、又は行使させてはならないものとする。
- 4 「発注者」は、理由の如何を問わず本契約を終了したときは、「発注者」、「選定企業」、「事業者」から直接受任し若しくは請け負って業務を実施する「選定企業」以外の第三者、「再受任者」又は「下請負人」が「本事業」の遂行に際して新たに取得又は保有するに至った「知的財産権等」（第13条第2項に基づき「発注者」に移転される著作権を除く。）のうち、「発注者」による「総合システム」の運用を継続するために必要と「発注者」が認めるものについて、自ら又は当該「知的財産権等」の権利者をして、「発注者」に対し無償かつ無期限に実施許諾を行うものとする。かかる実施許諾は、「発注者」が別途承認する場合又は当該「知的財産権等」に係る法制度上困難な場合を除き、第三者に対し対抗できる方法によるものとする。

（仮登記）

第106条 「発注者」は、「地上システム」のうち第95条乃至第100条又は第102条により「事業者」が「発注者」に引き渡す必要がある「地上システム」の所有権の譲渡の実行を確保するために、「地上システム」（登記が可能であるものに限る。）に「事業者」の費用をもって仮登記手続を行うことができ、「事業者」は「発注者」の請求がある場合これに協力しなければならない。

（地上システムの瑕疵担保）

第107条 「発注者」は、「地上システム」のうち第95条乃至第100条又は第102条により「事業者」が「発注者」に引き渡す必要がある「地上システム」に瑕疵が発見されたときは、「事業者」に対し、「発注者」が当該「地上システム」の所有権を取得した日から180日以内に限り、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補（備品にあつては交換とする。）を請求し、又は修補に代えて、若しくは修補とともに損害の賠償を請求するこ

とができる。の瑕疵により滅失又は毀損したときは、前項に規定する期間内であって、「発注者」がその滅失又は毀損を知った日から 60 日以内に前項の権利を行使しなければならない。